

(税理士法の一部改正)

第十三条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。))その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 省 略

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)で財務省令で定めるもの(以下「申告書等」という。))を作成することをいう。)

三 省 略

2 省 略

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。))の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

第二条の三

税理士は、第二条の業務を行うに当たつては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。))の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図る

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。))、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。))その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 同 上

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)で財務省令で定めるもの(以下「申告書等」という。))を作成することをいう。)

三 同 上

2 同 上

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。))の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

よう努めるものとする。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

一 六 省 略

七 第四十八条第一項の規定により第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

八 省 略

九 省 略

十 省 略

十一 省 略

(受験資格)

第五条 税理士試験（次条第一号に定める科目の試験に限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 省 略

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において社会科学に属する科目を修めたもの又は同法第九十一条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において社会科学に属する科目を修めたもの

三・四 省 略

五 国税審議会が社会科学に属する科目に関し前三号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者

2 前項第一号イからへまでに掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が二年以上になるときは、同号に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前項第一号イからへまでに掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号イからへまでに掲げる事務又は業務とみなして、前二項の規定を適用する。

(欠格条項)

第四条 同上

一 六 同 上

七 同 上

八 同 上

九 同 上

十 同 上

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 同 上

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第九十一条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの

三・四 同 上

五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前三号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者

2 前項第一号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が二年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3 前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号に掲げる事務又は業務とみなす。

4 省略

(税理士名簿)

第十九条 省略

2 省略

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 五 省略

六 第四十八条第一項の規定により第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

七 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者

イ 省略

ロ 第四条第三号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

八 省略

(登録の取消し)

第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 省略

二 第二十四条第七号(イに係る部分に限る。)に規定する者に該当するに至つたとき。

三 省略

4 同上

(税理士名簿)

第十九条 同上

2 同上

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四十一条及び第四十八条の十において同じ。)をもつて調製することができる。

(登録拒否事由)

第二十四条 同上

一 五 同上

六 同上

イ 同上

ロ 第四条第三号から第十号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

七 同上

(登録の取消し)

第二十五条 同上

一 同上

二 第二十四条第六号(イに係る部分に限る。)に規定する者に該当するに至つたとき。

三 同上

2 省 略

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分不服がある場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号のいずれかに該当

することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。

一 三 省 略

四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第六号まで又は第八号から第十号までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

2 省 略

(帳簿作成の義務)

第四十一条 省 略

2 省 略

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第一項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

(除斥期間)

第四十七条の三 懲戒の事由があつたときから十年を経過したときは、懲

戒の手續を開始することができない。

(懲戒処分の公告)

第四十七条の四 省 略

(懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等)

第四十八条 財務大臣は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であつた者がこれらの規定による懲戒処分を受けべきであつたことについて決定をすることができる。この場合において、

2 同 上

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分不服がある場合に準用する。この場合において、同条第四項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第二十六条 同 上

一 三 同 上

四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第九号までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

2 同 上

(帳簿作成の義務)

第四十一条 同 上

2 同 上

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第一項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(懲戒処分の公告)

第四十八条 同 上

財務大臣は、当該税理士であつた者が受けるべきであつた懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第四十四条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならぬ。

2| 第四十七条第一項から第三項までの規定は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認められた場合について準用する。

3| 第四十七条第四項及び第五項並びに前二条の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

#### （業務の範囲）

第四十八条の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第二条第二項の業務その他の業務で税理士が行うことができるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

#### （成立の届出等）

第四十八条の十 省 略

2 省 略

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

#### （税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）

第四十八条の十六 第一条、第二条の三、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条の二まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

#### （法定脱退）

第四十八条の十七 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 三 省 略

四 第四十三条の規定に該当することとなつたこと。

五 第四十五条又は第四十六条の規定による税理士業務の停止の処分を

#### （業務の範囲）

第四十八条の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第二条第二項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

#### （成立の届出等）

第四十八条の十 同 上

2 同 上

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

#### （税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）

第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条の二まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

#### （法定脱退）

第四十八条の十七 同 上

一 三 同 上

六 受けたこと。  
省 略

(違法行為等についての処分)

第四十八条の二十 省 略

2 第四十七条、第四十七条の三及び第四十七条の四の規定は、前項の処分について準用する。

3・4 省 略

(税理士会の会則)

第四十九条の二 省 略

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 七 省 略

八 第二条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定

九 省 略

十 省 略

十一 省 略

十二 省 略

十三 省 略

3 省 略

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項

二 五 省 略

六 第四十九条の二第二項第十号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

2 省 略

(税理士業務を行う弁護士等)

第五十一条 省 略

四 同 上

(違法行為等についての処分)

第四十八条の二十 同 上

2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分について準用する。

3・4 同 上

(税理士会の会則)

第四十九条の二 同 上

2 同 上

一 七 同 上

八 同 上

九 同 上

十 同 上

十一 同 上

十二 同 上

3 同 上

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九条の十四 同 上

一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 五 同 上

六 第四十九条の二第二項第九号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

2 同 上

(税理士業務を行う弁護士等)

第五十一条 同 上

- 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の四及び第五十四条から第五十六条までの規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務として同項の業務を行う場合にはこれらの法人の名称」とする。
- 3 省 略
- 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三条、第三十三条の二、第四十八条の十六（第二条の三及び第三十九条の規定を準用する部分を除く。）、第四十八条の二十（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）及び第五十四条から第五十六条までの規定の適用については、税理士法人とみなす。

(監督上の措置)

第五十五条 省 略

- 2 国税庁長官は、第四十八条第一項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
- 3 前二項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(関係人等への協力要請)

第五十六条 国税庁長官は、この法律の規定に違反する行為又は事実がある

るときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる。

- 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務として同項の業務を行う場合にはこれらの法人の名称」とする。
- 3 同 上
- 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三条、第三十三条の二、第四十八条の十六（第三十九条の規定を準用する部分を除く。）、第四十八条の二十（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士法人とみなす。

(監督上の措置)

第五十五条 同 上

- 2 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十六条 削除

(事務の委任)

第五十七条 国税庁長官は、第五十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定によりその権限に属せしめられた事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることができる。

2 省 略

第五十八条 第三十六条(第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 税理士となる資格を有しない者が、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。
- 二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)
- 三 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)
- 四 第五十二条の規定に違反したとき。

第五十四条の規定に違反したとき。

2 省 略

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条の規定に違反したとき。
- 二 第四十三条の規定に違反したとき。
- 三 第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

(事務の委任)

第五十七条 国税庁長官は、第五十五条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることができる。

2 同 上

第五十八条 第三十六条(第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの
- 二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)
- 三 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)
- 四 第五十二条の規定に違反した者

第五十四条の規定に違反した者

2 同 上

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条の規定に違反した者
- 二 第四十三条の規定に違反した者
- 三 第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行った者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第一項の規定に違反した者



- 二 第五十三条第二項の規定に違反したとき。
- 三 第五十三条第三項の規定に違反したとき。

**第六十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつたとき。

二 第四十九条の十九第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項の規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第六十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）、第六十一条又は前条第一号若しくは第二号（第四十九条の十九第一項及び第五十五条第一項（税理士法人に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

- 二 第五十三条第二項の規定に違反した者
- 三 第五十三条第三項の規定に違反した者

**第六十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

二 第四十九条の十九第一項又は第五十五条第一項の規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第六十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）、第六十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。